

こんな方にオススメ！

- ・山梨県で就農したい
- ・就農の仕方や就農後の生活について知りたい

令和6年  
10月5日(土)  
9:30~16:30

# やまなし 就農魅力体験バスツアー

やまなし就農ライフサポート事業

令和6年度第2回目は

韮崎市のブドウ



市川三郷町のナスなど

生産者を訪問



旅行代金無料

旅行代金は山梨県が  
事業として全額を負担しております。  
※昼食など旅行中の飲食は  
お客様負担となります。

申込〆切(必着)  
令和6年  
9月30日(月)

※写真はイメージです

定員  
20名

## 持ち物

- 多少汚れても良い服装・靴
- 雨具(カッパ等)

- ・利用バス会社: 笛吹観光自動車
- ・添乗員: 同行あり
- ・食事: なし(昼食は各自払い)

- ・最少催行人員 10名
- ・応募者多数の場合抽選となります
- ・抽選結果はバスツアー1週間前を目安にご連絡します

# 行程

9:30

甲府駅北口集合

10:00  
～11:00

農家見学

韮崎市  
ブドウ

11:30  
～12:00

農業法人・  
加工施設見学

韮崎市  
韮崎市産ブドウを  
醸造するワイナリー

12:30

昼食(各自払い)

14:00  
～15:30

農家・  
農業法人見学

株式会社アグリ甲斐  
市川三郷町  
ナスなど

16:30

甲府駅北口到着・解散

※到着時間等は目安です。当日の天候、交通状況によって前後します。

申込先 東武トップツアーズ株式会社甲府支店

FAX 055-226-0318

メールアドレス  
shota\_tanaka@tobutoptours.co.jp

バスツアーの詳細や「やまなし就農ライフサポート事業」の説明はこちらから



事業企画  
山梨県農政部担い手・農地対策課  
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
☎ 055-223-1621

## 旅行条件(要約)

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認のうえお申し込みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型規格旅行の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社甲府支店(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は当チラシの記載内容および別途お渡しする旅行条件書、確定書面(最終日程表)ならびに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

- ツアー代金に含まれるもの  
旅行日程表に記載されているバス代、視察費  
添乗員経費
- ツアー代金に含まれないもの  
飲食費用、行程表以外の交通代、個人的な費用(お土産代等)
- 旅行契約の解除  
お客様は、いつでも旅行契約を解除することができます。  
なお、取消日とは、お客様が当社またはお申込店の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- お申込み方法・条件と旅行契約の成立  
(i) 所定の申込書によりお申し込みください。  
(ii) お申込みの時点では旅行契約は成立しておりません。  
旅行契約は、当社が契約を承諾した時に、成立するものとします。
- その他  
(i) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。  
(ii) この旅行条件は2024年6月12日現在を基準としています。

● 個人情報の取扱いについて  
旅行申込の際にご提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

## 【旅行企画・実施/お申込み・問い合わせ】

観光庁長官登録旅行業第38号 / 一般社団法人日本旅行業協会正会員

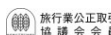
東武トップツアーズ 甲府支店

〒400-0031  
山梨県甲府市丸の内1-17-10 東武穴水ビル7階  
TEL.050-9001-8755 / FAX.055-226-0318

e-mail shota\_tanaka@tobutoptours.co.jp

営業時間 月曜～金曜/9:30～17:30  
休業日 土曜/日曜・祝日

総合旅行業務取扱管理者: 津野田 孝志 担当: 田中 翔太



[承認番号] 東24-219

旅行業務取扱管理者とはお客様のご旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明ご不明点がございましたら、ご連絡なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。